

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条及び宇都宮市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第6条の規定に基づき、本市の本庁舎に広告付き庁舎案内板（以下「案内板」という。）を設置し、これを媒体とした民間企業等の広告を掲出する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 案内板を設置して掲出する民間事業者等の広告のことをいう。
- (2) 広告事業実施要綱等 要綱、掲載基準、本要領及び関係法令をいう。
- (3) 広告主 本要領第10条第2項に規定する市長の承諾又は許可を得て広告を掲出しようとする者をいう。
- (4) 広告取扱事業者 本要領第11条第2項に規定する広告主に代行して広告掲出に必要な手続等を行う者をいう。
- (5) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。
- (6) 宇都宮市広告選定委員会 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するための合議体をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 施設の壁面等に掲出する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 宇都宮市広告事業掲載基準
- (2) 宇都宮市施設内広告掲出基準

(案内板の設置場所等)

第4条 本庁舎に設置する案内板の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

- 2 案内板の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、市長が定めるものとする。
- 3 広告取扱事業者は、前項の規定により案内板を設置しようとするときは、事前に宇都

宮市財産管理規則（平成１７年規則第１３号）第１５条第１項の規定に基づく行政財産の目的外使用に係る許可を受けなければならない。

（契約の方法）

第５条 広告取扱事業者の決定は、一般競争入札によるものとする。

２ 広告掲出に係る予定価格は、宇都宮市契約規則（平成１７年規則第１２号）第８条第１項及び第２項の規定により定めるものとする。

３ 前項の予定価格には、宇都宮市行政財産使用料条例（昭和３９年条例第１１号）第３条の規定により算出される行政財産の目的外使用に係る使用料を含まないものとする。

（広告取扱事業者への委任等）

第６条 市長は、案内板の設置及び撤去、広告主の募集並びに広告の制作及び放映等の業務を、市長と広告の掲出に関する協定を締結した広告取扱事業者に行わせるものとする。

（広告料）

第７条 広告取扱事業者は、案内板設置場所が有する広告価値を利用する対価として、市長が定める期日までに、広告料年額を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

２ 既に納付した広告料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰することができない事由により、広告の掲出を中止し、又は広告の掲出に係る協定を解除したときは、この限りではない。

３ 前項ただし書の規定により還付する額は、１月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲出の期間に１月未満の端数があるときは、日割計算により算出する。

（広告主の要件）

第８条 広告主は、掲載基準第３条及び次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくない事業を行うもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告主として市長が適当でないと認めるもの

（広告申込みに係る同意書）

第９条 広告の掲出を希望する者は、広告申込に係る同意書（様式第１号）を広告取扱事

業者を経由して、市長に提出しなければならない。

(広告主の審査等)

第10条 広告取扱事業者は、広告の掲出を希望する者を選定したときは、当該広告を希望する者の名簿が記載された広告掲出要件審査申込書(様式第2号)、その他必要な書類に前条により提出された同意書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、広告取扱事業者から前項の規定に基づく書類の提出を受けたときは、広告事業実施要綱等の規定に適合していることを確認し、その結果を広告掲出要件審査結果通知書(様式第3号)により広告取扱事業者へ通知するものとする。

3 市長は、広告主の審査をするにあたり疑義が生じたときは、宇都宮市広告選定委員会に審査を求めることができる。

(広告内容の審査等)

第11条 広告取扱事業者は、広告の掲出を希望する者の広告の案を制作したときは、当該広告の案その他必要な書類及びデータを市長に提出しなければならない。

2 市長は、広告取扱事業者から前項の規定により広告の案、書類及びデータの提出を受けたときは、広告事業実施要綱等の規定に適合していることを確認し、その結果を広告内容審査結果通知書(様式第4号)により広告取扱事業者へ通知するものとする。

3 市長は、広告内容を審査するにあたり疑義が生じたときは、宇都宮市広告選定委員会に審査を求めることができるものとする。

(広告内容の修正)

第12条 市長は、広告内容が広告事業実施要綱等に違反しているとき又は本庁舎で掲出する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、広告取扱事業者に対して広告内容の修正を求めることができ、広告取扱事業者は、これに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、広告取扱事業者の負担とするものとし、市長は、修正によって生じた広告取扱事業者の損害の賠償は行わない。

(広告主又は広告内容の変更)

第13条 広告取扱事業者は、自己の都合により広告主又は広告内容を変更しようとするときは、予め市長と協議するものとする。

2 広告主又は広告内容の変更に係る手続については、広告主の変更にあつては、第8条及び第10条の規定、広告内容の変更にあつては、第11条の規定を準用する。

(案内板の一時撤去又は広告の一時削除)

第14条 市長は、広告主又は広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、その問題が解決されるまでの間、指示通知書（様式第5号）により催告したうえで、案内板の一時撤去又は広告の一時削除を指示することができるものとする。

- (1) 広告料が第7条の市長の定める期日までに納付されないとき
- (2) 広告取扱事業者が広告事業実施要綱等に違反したとき
- (3) 広告主又は広告内容が広告事業実施要綱等に違反したとき
- (4) 案内板の設置及び広告の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市長が判断したとき
- (5) その他市長が特に必要であると判断したとき

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市長が認めるときは、広告取扱事業者は、案内板の設置及び広告の掲出を再開することができるものとする。

3 第1項の指示があつたにもかかわらず、広告取扱事業者が相当な期間内に一時撤去又は一時削除を行わないときは、市長は、広告取扱事業者の承諾を得ることなく自ら案内板の一時撤去又は広告等の一時削除をすることができるものとする。

4 第1項及び前項の一時撤去若しくは一時削除又は第2項の再開に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は、一時撤去又は一時削除によって生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(案内板の全部撤去)

第15条 市長は、広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、指示通知書（様式第5号）により催告したうえで、案内板の全部撤去を指示できるものとする。

- (1) 第4条第3項の許可が更新できないとき又は取り消されたとき
- (2) 広告取扱事業者が広告事業実施要綱等に違反したとき
- (3) 広告取扱事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があつたとき
- (4) 広告取扱事業者について破産手続きの申立て、更正手続き開始の申立て、租税の滞納処分があるなど、その経営状態が不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき
- (5) 広告取扱事業者が案内板の全部撤去又は広告の全部削除を申し出たときで、市長が相当の理由があると認めたとき

2 前各号に規定するほか、市長は、行政目的等によりやむを得ず案内板の全部撤去が必要であると判断したときは、広告取扱事業者との協議により案内板の全部撤去をすることができるものとする。この場合において、全部撤去に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は第7条第2項ただし書き及び同条第3項の規定により、納付済の広告料を還付するものとする。

3 第1項の全部撤去に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は、全部撤去によって生じた広告取扱事業者の損害の賠償は行わない。

(広告内容についての責任)

第16条 広告取扱事業者は、広告の内容について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 広告の内容に関する一切の責任は広告取扱事業者が負うものとし、市長は一切の責任及び負担を負わない。

(2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。

(3) 広告の掲出により、市長に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされたときは広告取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市長は一切の責任及び負担を負わない。

(損害賠償責任)

第17条 広告取扱事業者は、広告活動による瑕疵等自己の責めに帰すべき理由により、庁舎等を棄損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(様式)

第18条 この要領に規定する広告掲出申込に係る同意書等の様式は、別に定める。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月22日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

広告掲出申込に係る同意書

平成 年 月 日

宇都宮市長

申込者所在地

会社名

代表者名

印

電話

広告取扱事業者 が募集する宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板設置
事業に係る広告主として広告掲出を申し込むにあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 宇都宮市広告事業実施要綱，宇都宮市広告事業掲載基準，宇都宮市施設内広告掲出基準及び宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領を遵守すること。
- 2 宇都宮市税納付状況調査を行うこと。

様式第 2 号（第 10 条関係）

広告掲出要件審査申込書

平成 年 月 日

（あて先）宇 都 宮 市 長

広告取扱事業者所在地
広告取扱事業者名称
代表者氏名 ㊟

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領第 10 条第 1 項の規定により、
次のとおり申し込みます。

No.	広告主の名称	所在地	代表者氏名	広告内容	広告掲載 予定期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

様式第 3 号（第 10 条関係）

広告掲出要件審査結果通知書

平成 年 月 日

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者氏名 様

宇 都 宮 市 長

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領第 10 条第 2 項の規定により、
平成 年 月 日付で申し込みのあった広告主の要件審査について次のとおり通知
いたします。

決定区分

☐ 適 合

☐ 不 適 合

（理 由）

様式第4号（第11条関係）

廣告內容審查結果通知書

平成 年 月 日

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者氏名 様

宇都宮市長

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領第 11 条第 2 項の規定により、平成 年 月 日付で提出のあった広告案の内容審査について次のとおり通知いたします。

決定区分

☐ 適合☐ 不 適 合

(理 由)

様式第5号（第14条・第15条関係）

指 示 通 知 書

平成 年 月 日

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者氏名	様
-------	---

宇都宮市長

宇都宮市本庁舎広告付き庁舎案内板に係る広告掲出取扱要領の規定により、次のとおり通知いたします。

1 指示の内容

2 指示の理由

3 適用条項

- ☐ 第 14 条第 1 項
- ☐ 第 15 条第 1 項